

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和5年度第6回)

報告事項 第1号

家族介護用品購入助成事業の見直しについて

家族介護用品購入助成事業の見直しについて

1 令和5年度第3回高齢者福祉分科会（令和5年10月6日開催）における審議事項

当該事業は、御家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、寝たきり又は認知症等で、紙おむつ等の介護用品を常時必要とする65歳以上の在宅で生活する高齢者を介護する家族を対象に、月額4,500円の紙おむつ等の購入助成券を年2回、上半期と下半期に分けて交付するものである。（【財源】市民税非課税者：地域支援事業における任意事業／市民税課税者：保健福祉事業）

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に関して、国の動向は、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、実施して差し支えない取扱いとされてきた。

各市町村に対しては、介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、廃止・縮小に向けた具体的方策を検討することとしており、この措置の取扱いは、令和6年3月末までとされていた。

そこで、旭川市における令和6年度以降の方向性について、以下の2点について審議していただき、了承いただいた。

- ・市民税非課税者についても「地域支援事業の任意事業」での継続ができなくなるため、円滑な事業継続との観点から、事業の趣旨（高齢者を介護する家族を支えるための事業）を変えずに実施できる「保健福祉事業」により、要件等は変更せず事業を継続する。
- ・財源は全額第1号被保険者の保険料となることから、介護保険料の上昇抑制のため、旭川市介護給付費準備基金から必要額を充当する。

2 報告事項

令和5年12月22日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡「地域支援事業（任意事業）のうち介護用品の支給に係る事業の第9期介護保険事業計画期間における取扱いについて」が発出され、引き続き「地域支援事業の任意事業」での継続が可能となった。そのため、第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）は従来どおり市民税非課税者は「地域支援事業の任意事業」で実施する。

なお、第10期介護保険事業計画以降は、国の動向や社会情勢を踏まえ、要件等の見直しも含めて引き続き検討していく。